約7割が養育費を受け取れず

養育費は、こどもの健やかな成長や生活を支える上で、とても重要なものです。しかし、沖縄県が6月に発表した調査結果では、母子世帯の7割、父子世帯の9割以上が養育費を受け取れていない現状があります。

離婚や別居によって、こどもと一緒に生活をしていなくても、親子であることに変わりはありません。こどもに対する養育費の支払いは、親に余力がなくても、自分と同じ生活を保障しなければならないという強い義務です。

養育費が結ぶきずな

離れて暮らしていても、こどもにとって父や母は、ともにかけがえのない存在であり、養育費の支払いによって親とのつながりを感じ、深い安心感と自尊心が育まれます。こどもが夢や目標を諦めることのない未来のためには、周りの大人が同じ認識を持つ必要があります。

この機会に、養育費について考えてみませんか。

本市では、今年度からひとり親を対象に、養育費の安定した確保を支援する「公正証書等作成費補助金」と「養育費等弁護士法律相談」を始めました。

公正証書とは？

公証人が中立・公正な立場で作成する文書のことです。２人の間で合意した養育費の取り決め内容を公正証書として残し、その証書に強制執行を受けることを承諾する文言を付け加えておけば、強制執行（差押え）することができます。

公証役場について

沖縄県内では、那覇市と沖縄市の2か所に公証役場があります。

沖縄県内の公証役場はこちら

離婚相手と、こどもの養育費の取り決めをしていますか。また、現在養育費を受け取っていますか？

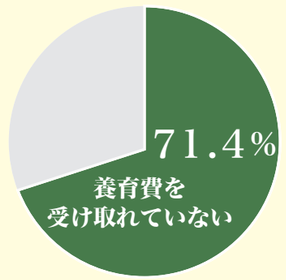

出典：
令和３年度 沖縄こども調査報告書

①取り決めをしており、養育費を受け取っている　21.0%
②取り決めをしていないが、養育費を受け取っている　6.1%
③養育費の取り決めをしているが受け取っていない　14.7%
④養育費の取り決めをしておらず、受け取っていない　56.7%
⑤無回答　1.5%

養育費確保を支援します

▼詳しくはこちら

浦添市に住所があり、現に児童を扶養しているひとり親が対象

● 養育費等弁護士法律相談

養育費の取り決めなどに関することを弁護士に相談できます。

原則１回、1時間程度（費用無料）

＜相談できる人＞
市に住所を有するひとり親家庭の人、または婚姻解消のため、配偶者と世帯を別にしている人

● 公正証書等作成費補助金

養育費に関する、公正証書等の作成費用を支給（上限５万円）します。

＜支給できる人＞
・養育費の取り決めに関係する経費を負担し、公正証書等を有している人
・令和５年４月以降に公正証書を作成した人が対象
※作成日から６か月以内に申請

養育費確保を支援する浦添市の取り組み

●こども家庭課
●☎(876)1280

問い合わせ

沖縄養育費弁護団 Interview

ゆい法律事務所　**林 千賀子** さん

沖縄県は、全国で1番出生率が高く、こどもを授かり、生まれることは本当に素晴らしいことだと思います。しかしながら、こどもが生まれるということは、こどもの成長を見守ったり、経済的な責任も伴います。県内では、婚外妊娠や若年妊娠も多く、また離婚率も高いため、離婚や養育費の相談数は多いです。両親の話し合いが重要ですが、話し合いが難しい場合でも諦めないでください。いろいろな方法や手段がありますので、現在、養育費を払ってもらえず困っている人や、今後に不安を抱えている人はぜひ一度ご相談ください。

林さんが所属する「沖縄養育費弁護団」は、沖縄弁護士会に所属する有志11人が、「養育費が支払われなくて、こどもを養育するお金がない」といった問題を少しでも解決したいと立ち上がりました。

弁護団ホームページ▶
（よくある質問等掲載）